**三郷市立幸房小学校いじめ防止基本方針**

**はじめに**

本校では、学校教育目標を「進んで勉強する子・仲良くする子・健康な体をつくる子」、目指す児童像を「自分を鍛え思いやりのある子」とし、三郷の教育　４つの礎「授業改善」「日本一の読書のまち三郷」「家庭教育の充実」「夢への挑戦」を推進して、特色ある教育活動を展開している。

「授業の心得」を基盤として、教員一人一人が分かる授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図っている。また、児童は落ち着いて学習に取り組んでいる。

読書活動では、司書と連携して学校図書館を積極的に活用し、児童に読書の楽しさ、知る喜びを伝え、豊かな児童の育成に努めている。

「親の学習」の推進を通して、良好な人間関係づくりやいじめの防止等のための保護者の役割について啓発を行っている。

**いじめの定義**

　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第２条第１項）

**※　「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾・スポーツク**

**ラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を**

**指す。**

**※　「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なこ**

**とをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。**

**※　外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる**

**被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。**

**※　インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない**

**場合についても、加害行為を行った児童が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をと**

**る。**

　本校において、いじめの防止、早期発見、対応が、計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を以下に記載する。

１　いじめの未然防止

(1)　人間力を高める道徳教育の充実

・道徳の授業では、児童の心が揺さぶられる教材や資料を取り扱い、人としての「気高さ」や「思いやり」「心づかい」等に触れさせ、自身の生活や行動を省みる。

・教育活動全体を通じ，「卑怯な振る舞いをしない」「いじめをしない」「いじめを見過ごさない」という人間性豊かな心を育てる。

・学校公開日には、全担任ができるだけ道徳授業を公開する。

(2)　豊かな体験活動の充実

・学校行事や児童会活動を通して、友だちと理解し合い交流し合う喜びを実感させる。

・福祉体験、ボランティア体験、職業体験等、学年に応じた活動を教育計画に位置付け、実施する。

･学校行事や児童会活動を通して友達と理解し合い、交流し合う喜びを実感させる。

（縦割り活動読み聞かせ、縦割り遊び、児童集会等)

(3) 児童会（計画委員会）主体の取組

・毎朝、「あいさつ運動」を実施し、明るい気持ちで学校生活がスタートできるようにする。

・児童会の合言葉「笑顔いっぱい、優しさいっぱい幸房小」を設定し、全学級に周知徹底を図る。

(4) 意識の啓発

・１１月に児童集会を開催し、「いじめ撲滅宣言」を行う。

・１２月に人権教育週間を設け（２週間）、生命尊重の精神や人権感覚を育む。

２　早期発見のための対策

(1) 日常的なコミュニケーションの充実

・教職員は、児童に積極的に言葉がけをして、児童とのコミュニケーションを図り、児童の小さな変化を見逃さないようにする。

・なかよしアンケート（毎学期実施）を活用して、児童の実態把握と適切な指導に努める。

・休み時間や昼休み等、児童の様子に目を配り、「児童がいる所には、教職員がいる」ことを目指す。

(2) 教育相談の実施体制

・児童生徒及び保護者が相談を行うことができるよう、教職員と児童生徒の信頼関係を

築き、次の通り相談体制を整える。

1. いじめ相談窓口（全教員）
2. 第１教育相談室、第２教育相談室、第３教育相談室との連携
3. スクールカウンセラーの活用
4. 授業参観日や保護者懇談会を通じた保護者との連携
5. 教育相談日の設定

(3) 校内研修の実施

・児童に関する研修やいじめ防止等のための対策に関する研修を夏季校内研修に

位置づけ、教職員の意識啓発を図る。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

・インターネット等を通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようにするために、教職員（児童、保護者）を対象に情報モラル研修会（講習会）を実施する。

・ネットマナーに関する保護者対象の「親の学習」講座を開催する。

３　いじめの対応

(1) 適切な実態把握

・当事者双方、周りの児童から個々に聴き取り、情報を収集する。その際、複数の教員が立ち会うこととする。

・情報収集の結果、いじめと判断とした場合は、迅速な対応を行い、関係機関に報告する。

(2)組織的な対応

・いじめの事実が確認された場合は、学校として事実の共通認識、対応の共通理解を図

り、組織的に対応する。

　・いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下指導体制を整え、的確な役割分担をして解決にあたる。

(3) 児童への指導、支援

・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く支援を行う。

・いじめを行った児童に対して、相手の苦しみや痛みに心を寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせる

(4) 保護者との連携

・いじめられた児童及び保護者に対する支援を行い、具体的な対応策を説明する。

また、いじめを行った児童の保護者と面談し、再発防止のための策を講じる。

・インターネット等によるいじめに対しては、保護者の協力を求め、学校との連携について協議する。

(5) 関係機関への報告・相談

・必要に応じて、教育委員会への連絡・相談を行うとともに、事案によって関係機関

との連携を行う。（吉川警察署、越谷児童相談所等）

４　校内組織

(1)「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉校長・教頭・生徒指導主任・教育相談主任・学年主任・養護教諭・関係学級担任等

〈活　動〉

1. 早期発見に関すること。（教育相談等）
2. 未然防止に関すること。
3. 対応に関すること。
4. いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深める取組。

　　〈開　催〉

　　　　　月１回を定例会とし、重大ないじめ事案発生時は、緊急開催する。

(2)　重大事案への対処

　　生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

①三郷市教育委員会に速やかに報告する。

②教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織「緊急いじめ対応のための学年主任会」を設置する。

〈構成員案〉校長・教頭・生徒指導主任・教育相談主任・学年主任・

養護教諭・関係学級担任等

　 ③ 「いじめ対策委員会」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

　④「いじめ対策委員会」の調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係及び必要な情報を適切に提供する。同時に、いじめを行った児童の保護者にも事実関係及び必要な情報を適切に提供し、今後の対応について、協議する。

　⑤「いじめ対策委員会」は、調査結果及び再発防止策について、三郷市教育委員会に報告する。